資料3

評価委員会の役割

市長が認可・承認等をする際の意見の申出	① 定款の変更 （第8条） ② 中期目標の策定、又はこれを変更 （第25条） ③ 中期計画の策定、又はこれを変更 （第26条） ④ 地方独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討 （第30条） ⑤ 出資等に係る不要財産の納付 （第42条の2） ⑥ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること （第44条） ⑦ 役員に対する報酬等の支給の基準 （第56条） ⑧ 設立団体の数を減少させる定款の変更 （第67条） ⑨ 地方独立行政法人の吸収合併 （第108条） ⑩ 地方独立行政法人の新設合併 （第112条）
市長が業務実績の評価を行う際の意見の申出	**① 各事業年度における業務実績に関する評価** （第28条） **② 中期目標の期間における業務実績に関する評価**（第28条）

実施要領において評価の方法を定める